

# 「沙石集」の文体小考

## —「正法眼藏隨聞記」との比較において—

藤本徳明

「沙石集」の文体なり方法なりを、他書との比較において論じた考察はすでにいくつか公にされている。管見に入ったものだけでも、藤原正義氏は、「徒然草」<sup>①</sup>と、浜千代清氏は、「閑居友」<sup>②</sup>と、片岡了氏は「発心集」<sup>③</sup>との比較を試みて、それぞれ、有意義な結論を提出している。私はこれらの論考に加えて、「正法眼藏隨聞記」との比較を試みたいと思うのであるが、その理由の一つは、本誌前号に「正法眼藏隨聞記と沙石集」と題し、同一人物——榮西を素材とした説話が、両書において、いかに異なる視座からとり上げられているかを調べて、主として思想的に、両書の差異点を明らかにしたことがあるからである。

ところで、思想と文体は不可分なものといつてもよいであろう。その意味で、私は、先の考察を補足すべく、今回は、主として「沙石集」を中心にして、両書の文体面の比較を試み、そして、その文体面の特質がいかに、その思想面の特質と結びついているかを明らかにしたいと考えている。

なお、この目的のために好都合なことには、両書には、ほとんど同じ内容の説話が、少くとも一つある。そこで、この、内容においてほぼ一致し、表現において相異なる両話を、次に対照し、紹介することにする。

ここで問題となるのは、両書共、本文が確定している訳ではないので、この考察の基礎を完全なものとするためには、両書の作者の、完全な自筆本を対照する必要があるということである。むろんこのことは、現在、不可能と言つていいくことは明らかである。また、後述する見解は、両書の他の部分の表現や、両書の異本の状態からみて、かりに真筆本が出現したとしても、根本的には訂正されるものではないであろう、という見通しの下になされたことは勿論である。

ところで、引用の形式については、次のような方法をとることとする。底本としたのは、「沙石集」は架蔵の貞享三年板本で、岩波古典大系本、つまり梵舜本と異同のある場合は、左に傍線を付し、異同の大系本文を添え書きした。「正法眼藏隨聞記」の底本は、岩波古典大系本、つまり長田寺本で、角川文庫本、つまり明和版本と異同ある場合は、「沙石集」の場合と同様の方法で対校した。また、参考として、この問題の説話の原話かとも推測される「呂氏春秋」の該当部分を、「国訳漢文大成」の書き下し文によって、付記しておいた。

「沙石集」卷三ノ二

「隨聞記」六ノ四

魏ノ文王、我ハ賢王也ト思テ、

臣下ノ中ニテ

「朕ハ賢王也ヤ」ト問給ニ

任左トイフ大臣、「君ハ賢王ニ  
テハオワセス」ト申。

諸臣皆云、「帝ハ甚ヨクヲサ  
ム」一リ臣アリテ云、「帝、  
賢ナラズ。」

「イカニ」ト問給ヘバ、

「天ノアタフル位ヲウクル  
コソ賢王トハ申セ、威ヲ以  
テ位ニツキ給ヘリ。賢王ノ  
儀ニハアラズ」トイフ。コ  
レハ伯父ノ位ヲウバヒ、彼  
ノ后ヲトリテ、我后トシ給  
ヘル事ヲ思テ申ケルニコソ。

帝云、「故ヘ如何」

臣云、「國ヲ打取シ時、帝ノ  
弟ニアタヘズシテ、息ニア  
タウ」

参考「呂氏春秋」（不苟論）

魏の文侯・燕飲し、諸大夫をして、己を論ぜしむ。或は君の智  
なるを言ふ。任座に至る。任座曰く、「君は不肖の君なり。中山  
を得て、以て君の弟を封ぜずして、以て君の子を封じたり。是を  
以て君の不肖なるを知る」と。文侯説ばすして顔色に知らる。任  
座趨つて出づ。次、翟黄に及ぶ。翟黄曰く「君は賢君なり。臣聞  
く、『其の主賢なる者は、其の臣の言・直なり。』是を以て君の  
賢なるを知るなり」と。文侯喜んで曰く、「反す可きか」と。翟  
黄對へて曰く、「奚為れぞ不可ならん。臣聞く、『忠臣は其の忠  
を畢して、敢て其の死を遠けず』と。座殆ど尙ほ門に在らん」と。  
翟黄往いて之を視れば、任座、門に在り。君の令を以て之を召  
す。任座入る、文侯、階を下つて之を迎へ、終に以て上客と為せ  
り。

帝云、「其故如何」

問給ニ、「賢王ニハ、カナ  
ノ給ヘバ、ハラズ賢臣ノウマレアフコト  
ト申。」「ナニノ故ニ」ト

前記の対照された引用を一読しても指摘できることには、次のよ  
うなことがある。

ニテ候ニ、任左程ノ者ノ、  
仁佐程ニ候者

ムマレアヒマイラセタレバ、  
也。仁君ニアラズハエジ

アラスンバエジト  
即チ帝是感ジテ、前臣ヲメ  
賢王ニコソ。任左ハイミン  
ク申候」ト申ケル。

即チ帝是感ジテ、前臣ヲメ  
ク申候」ト申サメ  
返シテ、政タダシクシテ、  
賢王ノ名ヲエタリ。  
即チ前臣ヲ  
シカヘサレヌ。  
即チ前臣ヲ  
サルルナリ。

即チ帝是感ジテ、前臣ヲメ  
即チ前臣ヲ  
帝是ヲ  
シカヘサレヌ。  
即チ前臣ヲ  
サルルナリ。

まず、両書とも、本文と異本との異同は、その内容や文体を一変

させるほど顕著なものはないということである。

次に、両書の説話で、素材において相違する点は、「仁左」（もしくは「一臣」）のことばの中に述べられた王の、いわば「悪行」の内容が主たるものである。この場合「呂氏春秋」の内容と「正法眼藏隨聞記」（以下「隨聞記」と略す。）の内容とがほぼ一致しているが、今は、説話の伝承経路や改変状況をさぐることは主目的ではないので、こうした問題は、別の機会に譲ることにしたい。

最後に、これが主題なのだが、前項のことがらを除けば、ほぼ一致する内容であるにもかかわらず、両書の文体には、明白な相違がみられるということである。

以下、その差異点を、具体的に分析しつつ示してみることにしよう。

第一にいえることは、すでに冒頭において明らかなように、「沙石集」においては、固有名詞の用いられているところで、「隨聞記」においては、普通名詞が用いられていることである。換言すれば、前者では具体的に述べられていることが、後者では抽象的に述べられているということである。たとえば、前者では「魏ノ文王」「仁左トイフ大臣」「翟黄トイフ大臣」とあるところが、後者では「國皇」「一リ臣」「一臣」とある。前者がわかりやすく印象的で、「説話」面に重点をおく手法であるのに対し、後者は、もっぱら「論証」面に重点をおく手法とみなして、さしつかえあるまい。

第二に、先の指摘にも関わるが、「沙石集」の表現の方が、「隨聞記」のそれより、説話としての語り口においてより巧みであるともいえると思う。「沙石集」の説話では、話の展開に、帝が「賢」であるか否かという主題が太い軸として貫かれていく。冒頭「隨

聞記」にはない、「我ハ賢ト思テ」の心理解説をすえ、君臣の対話はすべて「賢」の語を軸にすすめられている。それに対し、「隨聞記」は、「國ヲ治ム」の類の語が前半に再三用いられ、諸臣との会話では「賢」の語があり、「心帝」「仁君」の語があり、短い説話としては、主題が錯綜している感がある。

第三に、前項で「我ハ賢ト思テ」の語の補足にふれたが、これも含め、「沙石集」の表現の方が、心理的に、自然であることも指摘できよう。仁左が、帝をいさめることばとして、前者の「天ノアタフル位ヲウカルコソ賢王トハ申セ。威ヲ以テ位ニツキ給ヘリ。賢王ノ儀ニハアラズ」と、後者の、「帝賢ナラズ」「國ヲ打取シ時、帝ノ弟ニアタヘズシテ、息ニアタウ」という言ひ方を比較すれば、前者が婉曲であるのに対し、後者があまりにも露骨であることは明らかである。臣下の君主に対する諫言の語として、少くとも日本人にとっては、前者の方が心理的に自然であることは確かである。

第四に、国語学的にみて、両書を比較するとき、「沙石集」の文体が、より和文的、口語的であり、「隨聞記」の文体が、より漢文訓読的であり、文語的であることが言える。前者で、「君ハ賢王ニテハオワセス（傍点引用者。以下同様）」「賢王トコソ申サメ」と敬語を用いているところで、後者ハ「帝、賢ナラズ」「甚ヨク仁也」と敬語を用いていない。前者の「イカニ」という問い合わせに対し、後者の「故ヘ如何」の方が、漢文直訳的である。前者には、典型的な和文的語法「賢王ニコソ」や、係り結びの用法が見られるのに對し、後者には、典型的な訓読文の語彙である「甚ダ」が三箇所、<sup>(5)</sup> 同様の語法である「ズシテ」が二箇所あり、係りと結びの二つを具え

た言い方ではないのである。両説話の国語学的相違は明らかである。

第五に、「沙石集」に比して、「隨聞記」の方が、より論理的であると考えられる。それは後者の「國皇」と「臣下」の問答によくうかがえる。

まず「國ヲサメテ後」「我ヨク國ヲ治ム、賢也」という國皇の問いは、当然諸臣の「帝ハ甚ヨクヲサム」という答えを想定しているわけである。それに対し、「一臣」の「帝賢ナラズ」は、「國ヲ治ム」ことについての否定ではなく「賢也」についての否定となつてゐる。言い方はぐどいが、論理的であることは事実である。

ところで、「又一臣」のことばは、さらに論理的である。「仁君ニハ忠臣有り。忠臣ハ直言アル也。前臣、ハナハダ直言也、是レ忠臣也。仁君ニアラズハエジ」。さながら、三段論法のサンプルたりえていふと言つてよい。この所を、「沙石集」の「賢王ニハ、カナラズ賢王ノウマレアフコトニテ候ニ、仁左程ノ者ノ、ムマレアヒマイラセタレバ賢王ニコソ。仁左ハイミシク申候」と比較するとき、これも、背景に三段論法があることはたしかなのだが、その論理が、曇化され、婉曲に表現されていることは容易に見てとれる。あえていえば、「隨聞記」は、論理の秩序によつて進行し、「沙石集」は、心理の秩序によつて進行してゐる、とでも言えるだろうか。

以上の結果を総合すれば、最初に言及した論稿のうち、浜千代氏や片岡氏の論と、やや異なる特色が看取しうるのである。浜千代氏は、「沙石集」と「閑居友」とを比較し、「閑居友」が「物語的」であるのに對し、「沙石集」は「物語性」はうすいとしている。また、片岡氏は、「沙石集」と「発心集」とを比較し、「発心集」は

「話の進め方がくわしく、こまかに描写の積み重ねがある」のに対し、「沙石集」はそれを欠き、「ほねぐみ」的であるとしている。以上のごとき指摘は、「発心集」や「閑居友」のような、いわば正統的仏教説話集と比較したときは、肯綮にあたつてゐると思われる。しかし、「正法眼藏隨聞記」のごとき、いわゆる正統的法語と比較すれば、むしろ逆のことが言えることは、前述した通りである。ここにいわば、「沙石集」の、「説話集」と「法語」の中間的存在ともいうべき性格が表われていると考えられるのである。<sup>⑥</sup>

以上の特徴は、「沙石集」の「隨聞記」と比較しての思想史的位置の差異と自ら関連するものもあることも確かである。

道元は、他ならぬ「隨聞記」の中で、「語言文章ハイカニモアレ、思フマ、ノ理ヲツブヘト書キタラバ、後來モ、文章ワロシト思フトモ、理ダニモキコヘタラバ、道ノ為ニハ大切也」（三ノ九）と述べている。「理ダニモキコヘタラバ、道ノ為ニハ大切也」ということばが示すように、彼が何よりも重視したのは、論理であったのであり、前掲第五の文体の特色は、その思想と密接に結合したものであつた。第一～第四の特色もまた、外面向的「伝法」の姿勢よりも、内面的「求道」の姿勢を尊んだ道元の宗教的立場からして必然的なものとみられる。

藤原正義氏は、「沙石集」の文体を「徒然草のそれ」と比較して、「主体性」に乏しいことを指摘しているが、道元は、「徒然草」の作者兼好よりさらに、思想において主体的な人であったのであり、「価値の基準の内面化<sup>⑦</sup>」を最も徹底させた人なのであつた。あの文体は、この思想と不可分だったといえる。

一方、無住は「菩薩ノ行時ニシタガフ」（十ノ三）と、真理を、

外面的基準に適応させることに意を用いた人であった。作中においても、「本ヨリ愚ナル人ニ。大乗ノ法門ノ。大綱ヲ信セシメントナリ」（三ノ一）とか、「オコガマシク侍レドモ。モトヨリヲロカナル人ノ心ヲス、メンタヌノ物語ナリ。カシコキ人ノ。タメニアラズ。智者ヲノヅカラ。心ヲエテアザケル事ナカレ」（四ノ八）といつたたぐいの、いわば、「啓蒙性」「大衆性」を強調したことばかりは、はなはだ多い。語り口巧みで、具体的、口語的で、読者の心理によく即しているという、前述のような文体上の諸特徴は、その思想内容の、「雑修<sup>(8)</sup>」的、「妥協」的傾向と、表裏の関係をなしているといつてもよい。

以上は、たまたま、「沙石集」と「隨聞記」において、内容がほぼ一致し、表現の相違する一説話を題材としての考察ではあったが、論旨は、両書の他の部分についても妥当しうるものであると考へてある。ただし、より本格的な検討のためには、双方の総体を、それも動態的に考察する必要があることは勿論である。

本稿は、さしあたっての問題提起の役割をなすものであり、より本格的な検討は、他日を期することにしたい。

#### 注

- ① 「徒然草と沙石集——その思想と文体とをめぐって」（「日本文学」昭和37・11）
- ② 「観音に月まいりする女の事——閑居友と沙石集との比較」（「女子大國文」昭和43・10）
- ③ 「沙石集の様式」（「中世文学」昭和45・5）
- ④ 「金沢美術工芸大学学報」昭和45・7
- ⑤ 宮坂和江氏「説話文学の文体」、峯岸明氏「今昔物語集の文体」（共

に「国文学」昭和33・10）などを参照した。

- ⑥ 筑土鈴寛氏「法儀の文学」（「宗教芸文の研究」所収）や、三木紀人氏「無住小論」（国語と国文学」昭和37・10）などにこれと関わる指摘がある。

- ⑦ 加藤周一氏「文学の概念と中世の人間——『方丈記』『歎異鈔』『正法眼藏隨聞記』を主として」（「文学」昭和33・3）  
⑧ その「雑修性」「妥協性」については、拙稿「沙石集笑話の意味」（「日本文学」昭和44・7）で論じた。また、必ずしも、右の性格だけでは割り切れず、いわば「抵抗性」をも認めうることについては、拙稿「沙石集魂魄説話考<sup>(1)</sup>」（「解釈」昭和45・7）および「沙石集魂魄説話考<sup>(2)</sup>」（「解釈」昭和46・2）で論じた。あわせて参考頂ければ幸いである。